

随意契約理由書

件名	鈴蘭台処理場 発電機用ガスタービンエンジン改修
契約の相手方	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
随意契約の理由	
<p>発電機用ガスタービンエンジンは、燃料を燃焼させてできた燃焼ガスを用いて羽根車を高速に回転させて処理場の非常時に安定的な発電を行う必要不可欠な設備である。</p> <p>平成30年度に業者による発電機用ガスタービンエンジンの点検を実施し、ガスタービンエンジンの主要部品であるパワーモジュール内部にあるラジアルディフューザの欠損が確認されたので早期にパワーモジュールの改修を行う。</p> <p>当該設備はヤンマー株式会社が独自の技術で設計、製造をしており、本業務を施工するためには製造業者しか知りえない当該設備の構造や機能を把握し高度な技術も必要である。しかしヤンマー株式会社は当該設備の改修業務を行っておらずアフターサービス、部品調達については、業務移管しているヤンマーエネルギーシステム株式会社しか施工できない。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中央水環境センター 施設課 水環境第2係 (電話番号 302-0425)